

岩手県告示第553号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 高田松原商業開発協同組合及び陸前高田再開発株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）陸前高田ショッピングセンター 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業地内K C 29街区
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成28年6月14日から同年7月14日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、一関市役所、陸前高田市役所及び住田町役場